

令和 2 年度 行政評価（令和元年度対象）に係る外部評価について

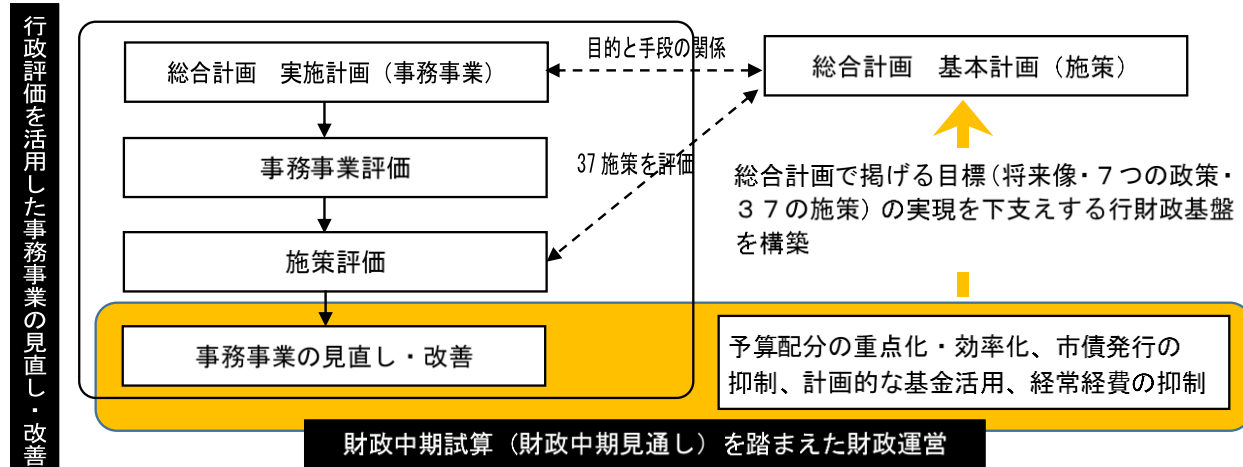
1 第 2 次総合計画に基づく行政運営の推進

- 今後を見据えると、少子・高齢化の進展に伴って扶助費等の増加が見込まれるなど、より一層の環境の変化が予想される中で、いかなる状況下に置かれても、長期的な視点に立って市が目指す目標を実現するためには、市役所が一丸となって、あらゆる分野における政策・施策・事業を最も効果的な形で展開していく必要があります。
- 行政が有する経営資源をより効果的・効率的に配分する仕組みとして、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）の P D C A サイクルを確立するため、市の行政運営の指針である第 2 次総合計画（2017（平成 29）年度～2024（令和 6）年度）は、行政運営マネジメントの基軸とするという観点に立って策定しました。
- 市では、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいた行政運営を原則とするとともに、三層構造の総合計画のうち、政策・施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定める「基本計画」を核とする行政運営マネジメントを実行することとしています。

2 本市の行政評価の基本的な考え方

- 第 2 次総合計画は「基本構想（政策）」・「基本計画（施策）」・「実施計画（事務事業）」の三層構造で、目的と手段の関係が連鎖的につながる計画体系となっています。
- この計画体系に即して、施策評価（基本計画レベル）と事務事業評価（実施計画レベル）の 2 段階の行政評価を実施し、評価結果を活用して、事務事業単位及び計画全体に係る P D C A サイクルを構築します。
- 事務事業の見直し・改善にあたっては、事務事業に係る必要性・効率性・有効性（施策への寄与度）の評価（事務事業評価）を踏まえて施策評価を実施し、施策の今後の方向性を整理した上で、施策目的（達成度指標）を達成するための手段である事務事業の見直し・改善につなげていくことを目指します。

【行政評価を活用した事務事業の見直し・改善等の進め方】



- また、本市の行政評価では、事後評価及び施策・事業担当課の自己評価を基本としますが、評価の妥当性・客観性を確保するため、行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。

3 行政改革推進委員会における外部評価の視点

- 評価の妥当性・客観性の確保を主眼に、施策評価を中心として、行政改革推進委員会では次の視点から意見等を聴取します。
 - 達成度指標の要因分析が妥当か。
 - 各事務事業の評価（施策への寄与度等）が適切か。
 - 達成度指標の状況等を踏まえて、「施策の評価と今後の方向性」が整理されているか。
 - 「別の視点・角度からの方向性」や「方向性の一層の具体化・深化」は必要ないか。
- 「施策の評価と今後の方向性」は、関連する個別の事務事業の継続や見直し等の方向性を含むものであり、その継続や見直し等の判断の妥当性や、見直し等を伴う場合の見直し案の方向性について、代替案の提案も含めて意見聴取を行うこととします。

4 外部評価の対象施策

- 外部評価の対象施策は、昨年度と同様、施策に係る事業費や市の裁量の度合い、当該施策の重要度などを総合的に勘案し、今後の施策の展開に向けて、行政改革推進委員会での意見聴取が必要な 4 施策とします。
- 昨年度の外部評価対象施策は今年度の対象からは除外し、令和 3 年度の外部評価では、今年度の対象施策を除いた中から外部評価対象施策を決定します。

【外部評価の対象施策】

政策 4	403	上水道の安定供給・下水道の充実
政策 4	406	ごみの減量化と資源化の推進
政策 6	605	国際交流の振興
政策 7	701	市民参加・市民協働の推進

- また、対象施策の決定にあたっては、平成 28 年度と平成 30 年度に実施した市民満足度調査における、施策の満足度及び重要度の平均値の比較も参考にすることとします。（参考資料 1）
- なお、令和 2 年度の行政評価については、後期基本計画における事務事業単位と計画全体それぞれの見直しに係る P D C A サイクルの構築に向けて活用します。